

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十六号）

一 知事直轄組織

知事戦略公室を改組し、知事戦略局を設置することとした。

二 危機管理部

防災対策推進課事前復興室を同課被災者支援推進室に改組することとした。

三 企画総務部

1 総務監察課及び同課法制文書室を改組し、法制監察課を設置することとした。

2 地域連携課を設置することとした。

四 観光スポーツ文化部

1 にぎわい政策課に交流拠点室を設置することとした。

2 観光政策課及び同課交流創造室を改組し、観光企画課及び観光誘客課を設置することとした。

3 スポーツ交流課を改組し、スポーツ振興課に交流拡大室を設置することとした。

4 文化振興課文化プロジェクト室を同課文化創造室に改組することとした。

五 生活環境部

1 男女参画・人権課を多文化共生・人権課に改組することとした。

2 消費者政策課及び安全衛生課を設置することとした。

六 こども未来部

青少年・こども家庭課を改組し、こども家庭支援課及び男女参画・青少年課を設置することとした。

七 保健福祉部

医療政策課広域医療室を同課救急・災害医療対策室に改組することとした。

八 経済産業部

企業支援課に新産業立地室を設置することとした。

九 農林水産部

とくしまブランド推進課を改組し、みどり戦略推進課に販売・物流支援室を設置することとした。

十 関西本部名古屋事務所を改組し、東海本部を設置することとした。

十一 その他知事の内部組織、職制等について、所要の改正を行うこととした。

十二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）

一 機構改革の実施、法令の改正等に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。

● 機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第三十八号）

一 次に掲げる規則について、機構改革に伴う所要の整備を行うこととした。

1 徳島県労働委員会事務局規程

2 徳島県会計規則

3 徳島県収入証紙条例施行規則

4 徳島県公有財産取扱規則

- 5 徳島県契約事務規則
- 6 徳島県予算の編成及び執行に関する規則
- 7 徳島県公舎管理規則
- 8 徳島県職員被服等貸与規則
- 9 徳島県物品購入審査委員会規則
- 10 徳島県補償審査委員会設置規則
- 11 徳島県用度・給与集中管理特別会計規則
- 12 徳島県県有車両管理規則
- 13 徳島県庁舎等管理規則
- 14 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則
- 15 宅地建物取引業法施行細則
- 16 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則
- 17 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則

二 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。